

令和4年度入札契約制度の改正について

令和4年度より、入札契約制度を次のとおり改正しますのでご注意ください。

1 法定福利費を明示した「請負代金内訳書」の提出について

【実施時期】 令和4年4月1日以降の入札公告分から実施

建設業における社会保険加入を促進するため、契約約款の一部を改正し、工事請負契約締結後に法定福利費を記載した「請負代金内訳書」の提出を求めることとします。

2 入札錯誤の対応について

入札書提出後、入札錯誤（桁誤り、積算誤り）があった場合、開札執行前に入札書錯誤届の提出があれば、入札書を無効とすることができます。

3 測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務における最低制限価格の見直しについて

品質・履行の確保とダンピング受注の防止を目的とし、対象範囲を現行1,000万円以上の案件から全入札案件（50万円を超える業務）に拡大をします。

4 着手届、下請負の届出の廃止について

令和4年4月1日から契約規則、公共工事請負契約約款の一部を改正し、令和4年4月1日以降に着手するものについて、着手届、下請負届を廃止しますので、当該書類の提出が不要となります。ただし、豊川市公共工事請負契約約款第7条の規定のほか下請負の制限等に違反する疑いがあると認めるときは、「発注者は受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる」こととします。

なお、令和4年3月31日以前に着手した工事については従前のおりとなります。

5 令和4年度豊川市総合評価落札方式（特別簡易型）の見直しについて

評価項目の内容や配点等について一部、見直しを行います。詳細については、後日ホームページでお知らせします。

詳しくは、豊川市ホームページ「入札・契約のお知らせ」をご覧ください。

<https://www.city.toyokawa.lg.jp/shisei/nyusatsukeiyaku/nyusatsukeiyaku/oshirase/index.html>